

活性化申込要件

それぞれの要件のすべてに該当することが必要です。

主たる生計維持者の年齢が37歳未満の既婚者（婚姻の予定者を含む。）であること。

世帯全員の所得の合計額が721万2千円以下であること。

現に同居し、又は同居しようとする親族が配偶者（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）のみ又は配偶者及び子であること。

内縁関係者があり、その旨が住民票に記載されている方は申込みができます。

入居しようとする期間が12年を越えない方であること。

申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会することがあります。

市税の滞納がないこと。